

全日本釣り技術振興評議会会則

第一章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、全日本釣り技術振興評議会(以下「本会」という)と称する
英訳は、JAPAN FISHING TECHNICAL ASSOCIATION 【略称「JFT」】と称する

(事務局)

第2条 本会の本部は事務局宅とし、その住所は細則に記載する

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、伝統文化である釣りをスポーツフィッシングとして進歩発展を図り、会員は自然保護の防人となり、釣りマナーの向上を図ることを目的とする

(事 業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う

- 1.スポーツフィッシング振興のための競技会を開催する
- 2.釣りマナー向上に繋がる講習を行う
- 3.釣り場環境の保全を図る活動を行う

第三章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会の会員は、本会の目的を尊重し実行すると共に、一般の釣人から目標となる人格・技術を研鑽する者とする

(資格の取得)

第6条 本会に入会する者は、所定の申込手続きを事務局に提出しなければならない

- 1.所轄する各部の支部長に氏名、住所、自宅電話、携帯番号、Eメール等を記載し提出する
- 2.各部長理事は、その者が前項各号に掲げる条件に適合すると認めた後、本会事務局に提出する

(会員の権利と義務)

第7条 本会の会員として資格を取得した時点より、新旧、国内外を問わず同等の権利を有し、且つ同等の義務を負うものとする

(退会と資格の消失)

第 8 条 会員が次の各号に該当するに至ったときは、その資格を消失する

1. 本会の会員で退会届を提出したとき
2. 本人が死亡又は、失踪宣言を受けたとき
3. 会費を納入せず、催促後なお会費を 1 年以上納入しないとき
4. 会員が総会に於いて除名されたとき

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号に該当するに至った時は、総会に於いて出席会員 2/3 以上の議決によりこれを除名ができる

1. 本会則に違反したとき
2. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
3. 本会の資産を目的外に使用着用したとき

(抛出金の不返還)

第 10 条 既納の年会費、抛出金品は返還しない。但し、天候異変等による大会中止の際は、大会参加費の内、必要経費を除いた金額を返還する

(会 費)

第 11 条 本会の会費は次のものとする

1. 会 員・・・6,000 円
2. 部会登録費・・・2,000 円

(会員名簿)

第 12 条 本会は会員名簿を作成・管理するが、各会員には発行しない

1. 名簿は本会事務局が管理し、必要に応じ各部会事務局に提供する
2. 会員名簿は、本会の発展に寄与する団体に限り、理事長の判断で提供する事ができる

第四章 役 員

第 13 条 本会に次の役員を置く

- | | |
|----------|---------------------------|
| 1. 理事長 | 1 名(他役員との兼任はできない) |
| 2. 副理事長 | 4 名以内(部会長理事と兼任できる) |
| 3. 参与 | 若干名(本会に精通した者で、運営に助言協力できる) |
| 4. 部会長理事 | 各 1 名(部会ごと) |
| 5. 会計 | 1 名 |
| 6. 本部事務局 | 2 名以内(会計と事務局を兼任する事ができる) |
| 7. 監事 | 2 名以内(他役員との兼任はできない) |

8.副部会長	各部会 2 名以内、部会長が職務を全う出来ない場合、代行する
9.部会事務局	各部会 1 名、部会副会長と兼任できる
10.審判部長	各部会 1 名設ける事ができる
11.相談役	若干名
12.支部長	各部会で地区別に設ける事ができる

(役員を選任)

第 14 条 役員は総会、理事会において選出し承認する

- 1.理事長は会員の推薦もしくは立候補により総会に於いて出席会員の過半数の同意をもって決定する
- 2.副理事長は、理事長の推薦により理事会に於いて決定する
- 3.参与は、部会長理事・海外支部長を経験し、理事長の推薦により理事会に於いて決定する
- 4.部会長理事は、部会の推薦により理事会に於いて決定する
- 5.会計は、理事長の推薦で総会に於いて出席会員の過半数の同意をもって決定する
- 6.本部事務局は、理事長の推薦により理事会に於いて決定する
- 7.監事は、理事会の推薦により総会に於いて出席会員の過半数の同意をもって決定する
- 8.副部会長は、部会長理事の推薦により決定する
- 9.部会事務局は、部会長理事の推薦により決定する
- 10.部会審判部長は、部会長理事の推薦により決定する
- 11.相談役は、理事経験者で理事長の推薦により理事会に於いて決定する
- 12.支部長は、部会の推薦により理事会に於いて決定する

(役員の仕事)

第 15 条

- 1.理事長は本会を代表し会務を統括する
- 2.副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故ある時は、その職務を代行する
- 3.部会長理事は、部会を代表し部会運営を司る
- 4.会計は、理事長の指示に従い会計を司る
- 5.本部事務局は、会員名簿を管理し、本会の運営・企画等事務全般を司る
 - ・会員名簿を基に会費の請求、理事会・総会案内と、その議事の記録を行う
 - ・協賛企業への大会協賛依頼と礼状等の発送業務
 - ・本会が使用する物品の購入・保管、その他理事会にて決定した事案の遂行
- 6.監事は、理事長の指示を受け会計監査を行う。但し不正の恐れある時は、独自の判断で証拠書類等の監査を行い役員会に報告する事ができる。総会に於いて会計報告の際は表決権を有しないものとする
- 7.副部会長は、部会運営全体を総務し、部会長理事に事故ある時は、その職務を代行する
- 8.部会事務局は、部会会員名簿を管理し主催事業のトーナメント、王座決定戦の大会運営全般を司る

- 9.審判部長は、大会規則に従い試合を運営し、緊急事案発生の際は部会長理事に助言する
- 10.相談役は、本会運営全般、諸大会遂行に於ける事案について理事長、部会長理事に助言する
- 11.支部長は、担当地区に於いてフレッシュトーナメントを開催し、優秀な選手をトーナメント選手として推薦する。選手補充の際は、推薦する事ができる。また、支部長枠として選手登録できる

(役員任期及び定年)

第16条 役員は下記条項の任期と定年を設ける

- 1.役員任期は2年1期とし再任は妨げない
- 2.欠員役員の補充役員任期は、前任者の残存任期とする
- 3.役員が辞表を提出し受理された場合でも、後任が決まるまではその職務を行うものとする
- 4.参与の任期と定年は、本会の運営を伝承する為に設けない
- 5.支部長の定年は、満75歳を原則とし任期中の定年は、任期満了をもって定年とする

(役員報酬)

第17条 本会の役員は、原則として無報酬とする

(旅費・交通費)

第18条 本会の目的を達成する為に必要とする費用は下記とする

- 1.大会運営のため任命された役員は、本部運営費より主催事業遂行の為に大会会費・旅費交通費を請求できる (細則にて記載)
- 2.但し、選手兼任の場合は、その限りでない
- 3.副部会長、部会事務局員は、部会運営費より主催事業遂行の為に大会会費・旅費交通費を請求できる (細則にて記載)

第五章 部会

第19条 本会の目的を達成するために必要な部会は下記とする

- 1.アユ部会
- 2.グレ部会
- 3.かかりチヌ部会
- 4.磯チヌ部会
- 5.その他の魚種

(部会の目的)

第20条 部会は本会の目的に即した大会を企画運営する。また理事会の承認を得て地域ごとに支部を創設する事ができる自主的な判断と民主的な運営を図り、且つ本会の運営・発展に寄与し優秀な釣人を本会会員として推挙する。部会は部会事務局を設け大会運営を行う

(支 部)

第 21 条 支部の運営は、下記条項を基本とする

- 1.支部の会計処理は独立採算性とする
- 2.支部長は、会員の拡大を図り、釣りマナー向上の指導教育を行う
- 3.支部長は、会員の拡大とトーナメント選手推薦の為、フレッシュトーナメントを行う
- 4.フレッシュトーナメントの運営は、支部長の責任で行う
- 5.フレッシュトーナメント開催後、部会長理事へトーナメント選手推薦を行う
- 6.支部長交代の際、残金は後継者に託し個人使用は禁ずる
- 7.支部長は、トーナメント大会に選手として参加できる資格枠を有する
- 8.会員登録を継続している会員は、フレッシュトーナメントにおいてシード選手とすることができる

第六章 大 会

第 22 条 本会の目的を達成する為、部会毎に下記の大会を開催する

- 1.トーナメント方式、又はリーグ戦方式での大会
- 2.選手総当りの王座決定戦
- 3.各大会の運営は、部会が主導し行う
- 4.役員は運営に協力し助言を行う
- 5.競技規則は、本会の総会で承認された規則で行う。但し、大会状況が選手の生命に関わると大会役員が判断した場合は、その限りではない
- 6.会員登録を継続している会員は、トーナメント選手に欠員が生じた際、選手として推薦することができる

第 23 条 大会の基本ルール

- 1.トーナメント大会は、マンツーマンの試合形式で定められた時間で場所交代し勝敗を決する。同数の場合は、クジ引き又は、ジャンケンで決着を付ける
- 2.王座決定戦は、マンツーマンの試合形式で定められた時間で場所交代し勝敗を決する。全選手総当り方式で、同数の場合は引き分けとする。
- 3.競技のルールの詳細は各部会で決定し、総会の承認を得て行う
- 4.部会長理事単独でのルール変更はできない
- 5.自然の元で競技するので、状況が危険と判断した場合は直ちに試合を中止する。その際の順位は総トータル匹数か総トータル Kg 数とし、同数の場合はクジ引き又は、ジャンケンで決着を付ける。但し、その状況でない場合は、部会長理事、審判部長、各支部長で協議して決定できる

第七章 会 議

第 24 条 本会の会議は下記とする

- 1.総会、理事会、役員会とする

(総会)

第25条 総会は通常総会及び臨時総会(解散総会を含む)とする

(総会の開催及び招集)

第26条

- 1.総会の日程は、会計年度終了後二カ月以内に開催する
- 2.臨時総会は、理事長が認めた時、又は、理事の半数の要求がある時開催する
- 3.総会は、開催1ヶ月前までに会議の目的たる議題及び日時、場所を記載した文書を通知、JFTHPに掲載し招集する。但し理事長がやむを得ないと判断した時は、その限りでない

(会員の表決権)

第27条

- 1.会員は、総会に出席し表決に参加できる
- 2.会員は、委任状を持って総会議題における表決権を行使することができる
- 3.委任状は、出席会員もしくは無記名の場合は議長に一任できる
- 4.総会には代理出席は認めず、会員以外の発言はできない
- 5.その他の事項で、予算を伴う議決はできない

(総会の議事)

第28条

- 1.総会は、出席会員と委任状提出会員で成立する
- 2.総会の議決は、委任状を含めた出席会員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところとする
- 3.総会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者を以て充てる

(総会の付議事項)

第29条 総会は、次の事項を決議する

- 1.事業報告及び事業計画
- 2.決算及び予算
- 3.理事会で決議し総会に付議した事項(理事の選出、部会長の選出、試合の競技規則等)
- 4.理事長の選出
- 5.監事の選出
- 6.会計・事務局の選出
- 7.会則の改廃及び変更に関する件
- 8.本会の解散の件
- 9.出席会員から緊急動議で出席会員の過半数が認めた予算を伴わない議案
- 10.その他理事長が必要と認め付議した事項

(理事会)

第 30 条 理事会は、理事長が必要と認めた時、理事の半数の要請がある時、下記の会員で構成される会議方式、通信回線を使った会議、メール、郵便、FAX を利用し意見の集約を取る方式ができる

- 1.理事長
- 2.副理事長
- 3.部会長理事
- 4.参与・・・・・・・・理事長の要請で出席し意見を述べる、議決権は無い
- 5.会計・・・・・・・・議決権は無い(本会の運営について疑義ある時、発言できる)
- 6.本部事務局・・・・議決権は無い(本会の運営について疑義ある時、発言できる)
- 7.監事・・・・・・・・議決権は無い(本会の運営について疑義ある時、発言できる)
- 8.相談役・・・・・・・・議決権は無い(本会の運営について疑義ある時、発言できる)

(理事会の議事)

第 31 条 議案は事前に配布し、理事会にて決議する

- 1.理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者を以て充てる
- 2.議決は理事の過半数の可否で決定する
- 3.総会議題の決定
 - ①事業報告案と事業計画案
 - ②決算案と予算案
 - ③会則の改廃、変更に関する事案
 - ④役員を選任案
- 4.その他本会の運営に必要な事項

(役員会)

第 32 条 総会、部会大会を利用し、部会の運営規則をつくり自主的な判断と民主的な運営を図り、且つ本会の運営、発展に最大限の役割を果たし、会計は独立採算制とする

- 1.大会ルール、本会会則の改廃、変更について
- 2.フレッシュトーナメント開催日時、開催場所、会費等
- 3.部会事務局の選任
- 4.部会運営費より支出する宿泊旅費交通費の算出方法を決定する (細則にて記載)
- 5.その他、会員より提案された議案について

第八章 会 計

(会計年度)

第 33 条 本会の会計年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、12 月 31 日に終わる

(資 産)

第 34 条 本会の資産は、次の各号に掲げるものより構成する

- 1.会費、その他の預り金
- 2.繰り越した現金及び預貯金

(資産の管理)

第 35 条 本会の資産は、理事会の決議を経て理事長が管理する

- 1.会計は、理事長の付託を受け資産管理ができる

(経 費)

第 36 条 本会の経費は、会費及び寄付金及び事業に伴う収入をもって充当する

(余剰金の処分、監査)

第 37 条

- 1.決算の結果年度末に余剰金が発生した場合は、総会の承認を得て翌年に繰り越すものとする
- 2.前項の決算については、財産目録を付して監事に監査を受けるものとする

第九章 事 務

第 38 条

本部事務局

本会の事務は、各部会との連携をとり、大会運営に於いて必要な物品を用意する。

- 1.協賛メーカーへの協力金、協賛品などの依頼を行う
- 2.協賛金品への礼状は大会終了後、もしくは金品受領後速やかに行う
- 3.支払等は理事長の了解の元、会計へ連絡し相手口座へ振込を行う
- 4.本会の物品の管理を行い、協賛品の受領と配布を行う
- 5.本会の活動を広報する
- 6.大会成績の順位付けと発表
- 7.購入物品の仕入管理
- 8.その他本会の活動に関する業務を行う

第 39 条

部会事務局

部会事務局は、大会運営に関する業務全般を取り仕切る

- ①大会選手のトーナメントの組合せ、欠員が生じた際の補充
- ②大会役員の選任
- ③大会試合会場の確保とポイント決め
- ④受付業務と会費の集金業務
- ⑤その他部会の活動に関する業務を行う

第十章 会 則

(会則の発行)

第 40 条 本会は、会則の発行を本会ホームページに記載する事で、会員に周知する

第十一章 附 則

(会則の改廃)

第 41 条 本会会則の改廃は理事会の議を経て総会で決議する

1.令和 2年 1月 25日 制定

本会の会則の記載事項が、事実と相違ないことを証明します。

令和2年1月25日

代表者住所 奈良県吉野郡吉野町立野 81

代表者氏名 全日本釣り技術振興評議会理事長 水本 忠博

細 則

本部事務局の住所

広島県神石郡神石高原町下豊松 908-5 橋上裕二 宅とする

大会役員の宿泊旅費交通費の支払条件

(該当条件)

大会要項に大会役員として記載され、選手の受付から大会の表彰授与の間、大会運営に寄与した会員

- ・途中参加、途中帰宅は条件を、満たさないものとする。但し、代理出席は除く
- ・大会本部役員、会計、事務局については、本部経費とする

(宿泊費支払い条件)

大会役員が、大会運営上前日に宿泊施設を利用または、事前の大会打合せに於いて遠方の為、宿泊した場合

- ・一律一泊 8,000 円を支払う

(大会本部役員の会費支払い条件)

大会本部役員として参加した際、部会で決定した会費を支払う

【但し、渡船を利用しない場合、その費用分を減額し部会に支払う】

【本部役員は渡船貸し切りの場合、費用無しで渡船できる。その費用は、参加選手の負担とする】

(交通費支払い条件)

自宅から大会本部(目的地)までの往復の高速代と燃料費とする

- ・高速代は、領収書もしくは明細書のコピーに記載された金額(片道分でも可)
- ・車輛費用の計算方法 走行距離×20円とし、金額の上限は1日1万円以内を基本とする
- ・電車・飛行機等公共交通を利用した場合は、金額の上限は1日1万円以内を基本とする

(請求と支払方法)

所定の請求書に記載し、証拠書類を添付し実施日から60日以内に本部事務局へ提出する

本部事務局は、その請求額を該当予算総額を基に比例配分した後、指定された口座に振り込む

部会登録費

複数の部会に参加する会員の部会費については次のように定める

- ・会員は、該当する部会に登録費として2,000円を納める

保険

- ・大会参加者に対し普通傷害保険、主催者としては賠償責任保険に加入する

但し、海外からの大会参加者は、契約保険対象外となる為、契約した普通傷害保険の適用外となる

広報

(ホームページ)

JFTホームページの活用(jft-world.com)

- ・本会の活動を全世界に発信することを目的とする
- ・本会の規約の掲載
- ・本会の各事業における大会要項・規則の掲載
- ・本会主催行事日程とその大会記録の掲載
- ・ホームページ維持管理費として、管理者に年間 100,000 円を支払う

(広報原稿)

主催大会の広報原稿・写真に対する礼金の支払い条件

- ・原稿(800 字以内)

原稿内容：正式大会名、大会日程、大会場所、参加選手、大会結果の要となった対戦内容、大会結果

- ・写真内容(6 枚以上)

JFT の旗を入れ JFT の帽子を被った全選手の写真、試合中の写真、最終取組結果表、協賛品・協賛企業名が写っている本部写真、表彰台での写真、賞品授与の写真

- ・礼金として執筆者に一大会につき 10,000 円を支払う
- ・上記原稿及び写真の著作権は本会に属す
- ・個人的に新聞・雑誌に投稿した原稿・写真は投稿先に著作権があるので使用不可(JFT の HP 掲載等)
- ・主催大会の原稿依頼は、本部が行う

大会賞品

当会事業の各大会に於いて成績上位の選手に、賞状(優勝・準優勝・第三位)と賞品を授与する

- ・優勝、準優勝、第三位、第四位(三位決定戦を行った場合)
- ・一大会合計賞品代 20,000 円以内を基本とする

大会期間中の服装

大会期間中は、本会の品位を貶めない服装を着用する

- ・試合時 JFT の帽子は、必ず着用する
- ・その他の服装に於いては、自由裁量とする
- ・本会主催の前夜祭・懇親会に於いては、JFT 会員としてふさわしい服装で出席するよう心掛ける